

議案第3号 長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成29年	3月13日			
出席委員	喜々津英世	中村美穂	安部 都	金子 恵	安藤克彦
	岩永政則	山口憲一郎	堤 理志		
説明員	荒木総務部長	山本総務課長	その他関係職員		

【提案理由・主な内容】

マイナンバーや特定個人情報に関する管理・運用について定める、いわゆる番号法の一部改正が、平成29年5月30日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

主な改正点は、29年7月から開始される「情報連携ネットワークシステム」による情報連携で、自治体が独自に定めるマイナンバー利用事務が追加されたことから、番号法を引用する条文にずれが生じるため修正するもの。

第1条は、個人情報保護条例の条文の追加及び改正。

第2条は、長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく条例の改正。

附則は、法の施行日である平成29年5月30日から施行する。

以上の説明があった。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成29年	3月13日			
出席委員	喜々津英世	中村美穂	安部 都	金子 恵	安藤克彦
	岩永政則	山口憲一郎	堤 理志		
説明員	荒木総務部長	山本総務課長	その他関係職員		

【提案理由・主な内容】

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象となる子、再度の育児休業及び育児短時間勤務ができる特別の事情、並びに部分休業の承認の範囲を改めるほか、条例の題名を改めるなど、所要の規定整備を行うもの。

第2条の2を加えることで、養育里親制度に基づき「養育委託された児童」を、育児休業の対象となる子として規定。

第4条第2号及び第11条第2号は、取り消された育児休業等について、養育委託が解除された場合は、取り消された育児休業または育児短時間勤務を再取得できる規定を追加。

第19条は、労基法で規定される育児時間に、新たに介護時間を規定。
附則は、平成29年4月1日から施行する。
以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：条例は、あらゆる場合を考えて、規定を整備する必要があることは理解するが、実際にこのようなケースがあるのか。

答弁：実際には起こり得ることではないと思うが、そういう事態も想定して対応できるよう条例で定めておく必要がある。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成29年3月13日
出席委員	喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎 堤 理志
説明員	荒木総務部長 山本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

介護保険、児童福祉及び英語教育の分野における必要な職の人材確保を図るとともに、関係箇所の整理を行うため、所要の改正を行うもの。

介護保険分野では、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステムの構築」に向け、専門的な知識を有する人材の配置が必要であることから、地域包括ケアコーディネーターを加えるとともに、長与町地域包括支援センターに係る特別職など、介護保険課所管分を職務の内容により整理するとともに、報酬額を改定するもの。

英語教育の分野では、「語学指導等を行う外国青年招致事業」に基づく外国語指導助手を任用するに当たり、項目を新たに追加するもので、報酬の額は、事業を主宰する自治体国際化協会の定める任用規則に準拠している。

附則は、平成29年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：外国語指導助手は、現在、人材派遣会社からの1名がいる。新たに2名を採用することになるが、どういう仕事をするのか。また、活用方法はどう考えているのか。

答弁：現在の1名体制では、中学生が英語活用する機会が大変薄い状況である。3名配置により

ネイティブスピーカーとのコミュニケーションの機会を増やすことができる。次に、この3名を小学校の外国語活動並びに新たな教科として活用できると考えている。

質疑：JETからの採用は、かなり多くの交付税措置がなされるとのことだが、なぜ一本化しないのか。

答弁：人材派遣会社の場合、年度途中であっても人の交代が可能であるが、JETプログラムを利用した場合、採用した者に問題があっても1年間に変更ができない。そういう面を考慮してこの方法を提案した。

質疑：従前の助産師については、子育て相談専門員に名称が変更されている。名称が変わっても助産師の資格が必要となるのか。

答弁：同じ職務内容の「利用者支援事業」の母子保健型の担当が、そのまま子育て相談専門員に移行する。

質疑：子育て相談専門員のところで、「専門的知見に加えて、当事者目線の両方からやっていく」とのことだが、具体的のどのようなことを考えているのか。

答弁：当事者目線とは、まず保護者の目線で、保護者の気持ち、悩みを聞き出すところから始める。本町では一体型で子育て支援事業を進めていく。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第6号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成29年3月13日
出席委員	喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎 堤 理志
説明員	荒木総務部長 山本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

地方公務員法の改正において、人事評価制度を「任用、給与、分限等あらゆる人事管理の基礎」として活用する義務が規定されたことに伴い、国家公務員と同様の人事運営を行うに際し、所要の改正を行うもの。

55歳以下の職員に対する昇給については、4号級を標準とし、55歳を超える職員の昇給に関しては、勤務成績が特に良好である場合に限り行うことを基本として、規則に定める基準に従い、評価結果に応じて、昇給数を割り振ることを規定した。

附則は、平成29年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：55歳を超えた職員でも、特に勤務成績が良好な場合は昇給をさせるとのことだが、特に

良好と一般的に良好の違いなど分かりにくい。いろんな職種がある中で、誰が判断するのか。難しいのではないか。

答弁：特に良好とされる職員は、人事評価制度における5段階評価のうち、上位の2区分を対象にしている。人事評価制度は平成22年ぐらいから実施し、評価の制度自体がかなり透明性も高まっている。適正な形で運営しなければならない。

質疑：人事評価制度に基づいて行われるが、全員がほぼ同じ状態で上がっていくという、お手盛りになってはいけないと思う。何人ぐらいが該当していくのか。

答弁：今のところ、B・C評価の職員が、どのぐらいの割合でいるのかについては、データを取っていない。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決した。

議案第10号 長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

審査日 平成29年3月13日

出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦

岩永政則 山口憲一郎 堤 理志

説明員 荒木総務部長 山本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」で要請されている消防団員の処遇の改善を図るため、年間報酬額を改定するもので、引き上げ幅は団長及び副団長は1万5千円、分団長1万4千円、副分団長2千円、部長1千円、班長及び団員500円となる。

附則は、平成29年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：消防団の処遇の改善は、他市町と比較するなど何か基準はあるのか。また、出動手当については改善しないのか。

答弁：県内市町の中で、団長は10番目。副団長は8番目など、中ほどの位置にある。出動手当については据え置いている。

質疑：本部の団長、副団長は出動をはじめ活動する機会が多い。もう少し引き上げて良いと考えるがどうか。

答弁：他市町をみると報酬がかなり上がっている。今回はこの改定で提案しているが、今後については検討したい。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決した。

議案第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

審査日	平成29年3月13日
出席委員	喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎 堤 理志
説明員	荒木総務部長 山本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

説明に先立ち、地方自治法に規定する、議会の議決が必要な「和解に関する事」、「損害賠償の額を定める事」について、遺漏があったことについて謝罪があった。

平成28年第2回長与町議会定例会において、中尾城公園のスパイラルスライダー事故における和解及び損害賠償の議案を上程した際、他の事故についても調査し、議決が必要な事例が判明した。今回上程したものは、平成24年度以降の事案21件で、総合賠償補償保険適用分が10件、公用車の対物賠償に係る自動車共済適用分が10件、下水道賠償責任保険適用分が1件となっている。

年度別では、平成24年度が3件、25年度が4件、26年度が2件、27年度が5件、28年度は年度途中であるが7件が発生し、すべて保険により支払っており、議会の追認を求めるものである。

以上のような謝罪と説明があった。

【主な質疑】

質疑：国家賠償法あるいは民法上の損害賠償の責任を負うものについてのみ、議会の議決を経る必要があると理解しているが、今回の案件は、国家賠償法なり民法上の損害賠償に当たるのか。

答弁：例えば、町道の段差あるいは穴ぼこにつまづいて転倒したり、側溝蓋が跳ね上がったの事故などは、町道の管理者である町が責任をもって管理する必要がある。認識が不足していた点もある。

質疑：提出された事案のうち、職員の公用車での事故が10件ある。名前を伏せてあるが同一職員による事故が繰り返されていることはないのか。

答弁：別紙に掲載している案件で、同じ職員が起こした事故はない。

質疑：事故処理に関しては、当然保険会社が関与していると思うが、警察への届け出はしているのか。また、人身事故はなかったのか。

答弁：事故については、すべて警察に届け出ている。人身事故はなかった。

質疑：中尾城公園の剪定中の事故については、業務を委託している管理公社は保険に入っていないのか。

答弁：管理公社は、保険に入っていないと聞いている。

質疑：軽微な事故という考えは適切ではないと思うが、事故のたびに臨時議会を開催し議決することになると思うが、費用対効果の面からも専決処分の条項を設けるなど協議はしたのか。

答弁：自治法180条の中で、議会が指定する専決処分、軽微な事故の指定などがある。金額の

範囲も他の市町村を見ると、保険で賄われる額までなど、いろんなやり方がある。今後研究し、議会にも相談していきたい。

質疑：側溝蓋の跳ね上がりの事故が3件あるが、この事故を受けてどのような対策を講じたのか。

答弁：この部分については、鉄板でありビス止めを行った。事故個所以外も調査を行い、問題のある個所は同様の処置をしている。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第13号 平成28年度長与町一般会計補正予算（第5号）

審査日	平成29年3月14日				
出席委員	喜々津英世	中村美穂	安部 都	金子 恵	安藤克彦
	岩永政則	山口憲一郎	堤 理志		
説明員	荒木総務部長	久保平企画財政部長	緒方建設産業部長		
	久松住民福祉部長	谷本健康保険部長	帯田教育次長		
	中山議会事務局長	山本総務課長	ほか関係課長及び関係職員		

【提案理由・主な内容】

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ821万8千円を追加し、補正後の総額を130億6,376万円とするもの。

○歳入の主なものは

1款町税では、町民税・固定資産税など2億1,840万円を増額計上。

8款地方特例交付金では、交付額決定により832万9千円を増額計上。

9款地方交付税は、交付額の予算未計上分1億1,360万9千円を増額計上。

13款国庫支出金は、社会保障・税番号システム改修費補助金448万2千円を増額計上。

土木費国庫補助金の1,017万3千円の減額などで、総額で687万4千円の減額計上。

16款寄附金では、社会福祉費寄附金1件、小学校費寄附金1件、社会教育費寄附金1件。

ふるさと長与応援寄附金1,592件2,293万6千円など、総額2,495万5千円を増額計上。

17款繰入金は、財政調整基金繰入金や教育振興基金繰入金など、総額3億5,757万5千円の減額計上。

20款町債は、事業費の減額に伴う充当起債1,330万円の減額計上。

○歳出の主なものは

人件費では、育児休業者6名、病気休職者1名分の給与・職員手当・共済費の減額。未執行選挙における時間外勤務手当の減額計上。

2款総務費は、長崎県派遣職員負担金及びふるさとづくり基金への積立金増額のほかは、未執行による選挙費1,035万6千円の減額などで、総額1,893万8千円の減額計上。

3款民生費は、長与町社会福祉協議会運営補助金は146万7千円を増額計上。人件費の減額などで、232万7千円の減額計上。

6款農林水産業費は、農畜産物加工処理施設解体工事費、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金など、総額で1,268万9千円の減額計上。

8款土木費は、補助金及び工事費の確定に伴う補修工事費等の減額。西彼中央土地開発公社所有の土地取得費7,408万円もあり、総額で4,641万5千円の増額計上。

9款消防費は、入札による防災行政無線デジタル化整備工事経費及び小型動力ポンプ付積載車購入費の減額などで、299万2千円の減額計上。

10款教育費は、教育振興基金への積立金5,404万4千円を増額計上。町民文化ホールの

管理及び改修工事費は減額計上だが、総額で3,388万5千円の増額計上。

12款公債費は、地方債に係る元金償還金及び利子の最終見込みにより、2,564万2千円の減額計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

総務課関係

質疑：県派遣職員負担金は、どういう職員が派遣され、何年間の派遣となるのか。

答弁：今回は技術職（一般土木）の交流で、長崎振興局との間での交流となっている。任期は2年間となっている。

質疑：一般職職員が2名増になっている。中途採用と思われるが、中途採用をした理由及びどの部門に配置したのか。

答弁：今年2名の職員が途中で退職したため、その欠員を補充する目的で9月に採用試験を行い、三次試験を経て1月1日付で採用した。総務課の法令関係に1名、税務課に1名を補充している。

質疑：人事異動については、例えば法令を長く担当していた職員が他の部署に異動する。専門外が異動で配置されたりして、混乱することがないのか。

答弁：2名体制とすることで、前任者から新人への教育も可能であり、今後も2名体制で運用していきたい。

地域安全課関係

質疑：高田小学校区の防犯灯新設改良工事費が350万円減額されているが、理由は何か。

答弁：当初700基を予定していたが、主な通学路を優先して実施しており、実際は576基に変更し、事業費減となっている。

質疑：防災行政無線デジタル化は、難聴地区の問題が残っている。この契約でこういう問題への対応、補償期間はどうなっているか。

答弁：調査に行くと聞こえるが、本人は聞こえないと言うなど、難聴地域は難しい問題もある。個別受信機の要望もあり対策は講じたい。設置している機械器具類は1年間の保証がある。

質疑：個別受信機の設置個所、台数はいくらか。

答弁：自治会長、消防団、難聴地域、災害対策本部委員、役場の理事者・部長など151台を配備している。49台が余裕があるので、難聴地域への配備を検討したい。

税務課

質疑：歳入の個人町民税は、退職所得の部分が増になったとの説明だが、今後定年退職者の増加が続くと思われるが、把握できているのか。

答弁：数字自体は把握していない。

住民環境課

質疑：マイナンバーカードの交付率が8%で、国が進める25%には程遠い状況である。長与町で利便性が出てくる可能性はあるのか。

答弁：他自治体はコンビニ交付に利用されている例もある。本町は自動交付機を早くから導入し稼働率も高い。コンビニ交付は手数料負担が大きく、カードの普及率が上がらない状況で

はメリットはないと考えている。

質疑：木場地区の浄化槽処理水は、長与ダムに流入し飲料水となる。この地区については浄化槽の推進は止めてもらいたい。町民の水を考えて推進してもらいたい。

答弁：オレンジタウンには早くから浄化槽を設置している家庭がある。確かに長与ダムに流入するが、浄化槽法の中で、浄化槽は年1回は汚泥の引き抜き、定期的な消毒・清掃などの管理は設置者には義務付けられ、報告も上がってきている。

質疑：浄化槽整備補助金が減額されているが、この要因は何か。

答弁：循環型社会形成推進交付金事業で平成28年度が最終年度となる。この交付金事業は年度間調整ができないので、国の指示で減額を行った。なお、29年度から5カ年の補助金はある。

福祉課

質疑：ほほえみの家元利償還補助金の71万8千円の減額は、借り換えによるものとのことだが詳細はどうなっているか。

答弁：従来は利率が年1.1%だったが、借入銀行を代えた結果、年0.3%で借り入れができたため減額となった。

こども政策課

質疑：保育所等整備交付金事業の進捗状況はどうなっているか。

答弁：国の交付決定が1月末から2月上旬に来た関係でスタートが遅れ、繰越事業となった。わかば保育園は間もなく仮設園舎に引っ越す予定。ひかり保育園は届け出書類の遅れもあり、工事のスタートが遅れてしまった。

質疑：工事期間中、仮園舎に移ることになるが、保護者への説明、理解は得ているのか。

答弁：わかば保育園は、すぐ近くにある旧めぐみ保育園の仮園舎に移るが、何の問題もない。また、ひかり保育園も増築のため問題ない。

産業振興課

質疑：農業振興費は軒並み減額補正になっている。予算を組んでいるのに使われないのは、就農者の高齢化や担い手不足がこういう形で表れていると理解してよいのか。

答弁：この補助金については、JAで取りまとめたものを予算化している。補助事業は全額補助ではないことから、農家も精査をした上で、必要な部分だけ事業をしている状況だ。

質疑：商工振興費の信用保証料補給補助金ほかは、予算額のほとんどが減額補正されているが、今年度の状況はどうなっているのか。

答弁：小規模企業振興基金に3,000万円、創業支援資金に2,000万円を町内4つの銀行に預託金として預けている。この額の3倍までは融資できる制度であるが、満額融資があると仮定して補助金を計上している。今年度は振興資金が41件、創業支援資金が1件のため減額補正をしたもの。

土木管理課

質疑：平成27年ぐらいから専門の業者が現地を見て、こういう工事が必要と判断し見積もったものから大幅に増えている状況であるが、なぜ何倍も増えるのか。この要因は何か。

答弁：設計の際は、現地を確認している、1階及び2階部分は目視で調査しているが、目視では分からない部分もある。岡岬住宅は海に近いこともあり、その影響もあると考えている。

質疑：町道等維持補修工事費は減額補正されているが、補修工事をしなければならぬ箇所は相当あると思う。減額しないで他の工事に回せなかったのか。

答弁：この工事は、社会資本整備事業交付金で個所付けをしており、他の補修工事には充てられないものとなっている。

都市計画課

質疑：現在、橋の工事をしているが、町道が約70センチもかさ上げされる。町民からの不満が出ている。この部分の工事も繰り越しに入っているのか。

答弁：現在、橋りょう部分は終わっている。役場前の道路工事を町道側、県道側同時に施工している。榎の鼻から下りてくる道路の舗装、歩道及び交差点部分が残っているが、間もなく完了予定である。高さの勾配をみてもらえば、そんなに急こう配ではないと考えている。

質疑：5月頃、大型商業施設がオープン予定であるが、客が押し寄せてくる。間違いなく混雑すると思うが、それと工事が重なることはないのか。

答弁：西高田線は繰り越すことから4月以降も若干工事は残る。建設中の商業施設の開店前には間に合うように仕上げていく予定である。

質疑：本会議の質疑の中で、4月中旬ぐらいには終わる見込みと答弁されたが、物件移転等についても解決し終わる見込みか。

答弁：未契約の部分は4月中の解決は無理である。店舗の移転は、大家とテナントの協議の関係で伸びている。この分は未契約分として繰り越している。

教育総務課

質疑：教育振興基金積立金の原資はどうなっているか。

答弁：一般会計余剰金5,000万円、ふるさと長与応援寄附金288万5千円、小学校寄附金100万円、預金利息15万9,395円の合計5,404万4千円となっている。

生涯学習課

質疑：文化施設管理費の町民文化ホールの工事費の減額補正は、入札減とのことだが、かなり減額が大きい内容は何か。

答弁：文化ホールの改修工事の入札減は、舞台の吊物取替工事が最終的には3,500万円程度で契約できたことが要因。

質疑：長与公民館の館長報酬は、従来の退職者の採用ではなく、再任用職員を充てたため減額されたと理解するが、今後もこのやり方になるのか。

答弁：人事は所管が違うのでどうなるか答弁できない。29年度当初予算は社会教育総務費の中で計上している。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第17号 平成29年度長与町一般会計予算

審査日	平成29年3月15日～22日
出席委員	喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎 堤 理志
説明員	荒木総務部長 久保平企画財政部長 久松住民福祉部長 谷本健康保険部長 緒方建設産業部長 松邨建設産業部理事 帯田教育次長 近藤教育委員会理事 谷本会計管理者 中山議会事務局長 森農業委員会事務局長 山本総務課長ほか関係課長及び関係職員

【提案理由・主な内容】

平成29年度一般会計予算の総額を、122億130万円としているが、平成28年度に比べて9,457万7千円の増加予算となっている。

○歳入の主なものは

1款町税は、43億5,688万4千円を計上。前年度比8,915万7千円の増で、個人町民税と固定資産税の増加が要因。

2款地方譲与税から8款地方特例交付金までは、27年度決算額及び28年度歳入状況を考慮し、全体で2,750万円の増。

9款地方交付税及び10款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額を計上。

11款分担金及び負担金は、児童福祉費負担金の保育料及び清掃費負担金の環境施設組合派遣職員給与負担金など2億5,541万円を計上。前年度比2,146万4千円の増。

12款使用料及び手数料は、児童付福祉使用料、都市計画使用料、住宅使用料、ごみ収集手数料など、合わせて1億7,969万6千円を計上。前年度比947万円の増。

13款国庫支出金は、保育所等整備交付金及び障害者自立支援給付費負担金、道路橋りょう費補助金など17億8,608万5千円を計上。前年度比1億6,297万1千円の減は、西高田線街路事業に係る活力創出基盤整備総合交付金の減が主な要因。

14款県支出金は、8億8,606万6千円を計上。前年度比1億363万3千円の増は、社会福祉費負担金及び保育所運営費負担金の増額などが主な要因。

16款寄附金は、ふるさと長与応援寄附金を2,000万円と見込んで計上。

17款繰入金は、9億1,767万円を計上。前年度比2億4,322万6千円の増。財政調整基金及び減債基金からの繰入増額が主な要因。

20款町債は、10億3,260万円を計上。前年度比2億7,400万円の減は、消防債3億3,460万円の減が主な要因。

○歳出の主なものは

1款議会費は、1億3,824万円2千円を計上。前年度比42万3千円の増。

2款総務費は、12億4,660万6千円を計上。前年度比1,751万6千円の増。公共施設劣化状況調査業務委託料、ふるさと納税関連経費の計上が主な要因。

3款民生費は、49億4,035万3千円を計上。前年度比3億9,432万9千円の増は、障害者福祉費、国民健康保険費、児童福祉総務費及び児童福祉運営費の増が主な要因。

4款衛生費は、9億4,201万6千円を計上。前年度比2,282万円の増。感染症予防費の増額が主な要因。

6款農林水産業費は、1億9,900万6千円を計上。前年度比166万円の増。

7款商工費は、6,643万6千円を計上。前年度比166万円の増。

8款土木費は、17億621万4千円を計上。前年度比6,868万5千円の減は、道路維持費及び土地区画整理費は増額計上だが、西高田線街路事業費の減額が主な要因。

9款消防費は、3億9,010万1千円を計上。前年度比3億4,144万7千円の減は、防災行政無線デジタル化事業の完了による減額が主な要因。

10款教育費は11億1,529万3千円を計上。前年度比3,047万9千円の減。小学校費で屋内運動場整備工事等が増額したが、中学校関係の工事完了による減額が主な要因。

12款公債費は、13億9,146万3千円を計上。前年度比8,778万7千円の増。

以上の説明があった。

【主な質疑】

秘書広報課

質疑：秘書業務を管理公社に委託しているが、公用車の運転手のほかには、どのようなものがあるのか。

答弁：町長及び副町長は来客が多いことから、お茶出しの業務が主になるが、秘書広報課の文書の受付をはじめ雑務的な仕事もしている。

質疑：印刷製本費で、広報ながよの印刷部数を200部減と言われたが、自治会加入率が下がったための対応か。

答弁：各世帯配布も減ってはいるが、以前から配布余りが多かった。200部程度なら問題はないと考え減らすことにした。

総務課

質疑：職員厚生費が28年度と比較すると半減している。職員厚生費のどの部分を減らすのか。職員の過重な負担を減らす意味で定員増も図ったが、一方でリフレッシュ効果のある制度の予算を削減することは矛盾がある。職員はこれで良いと言っているのか。

答弁：カットする部分は、旅行に行く、映画を見るなど「選べるクラブ」というJTBに委託しているものをカットし、今回の減額を乗り切っていきたいと考えている。

質疑：一般職員の時間外勤務手当が予算書197頁の表では前年比で1,384万円増となっている。特別に増加する要因があるのか。

答弁：当初予算比較では増加しているが、今回上程している5号補正後の手当と比較すると、927万8千円減少している。時間外手当は人事異動が大きく影響をするため、積算が可能な段階で補正予算で対応する予定である。

契約管財課

質疑：ダイヤルインのPRが足りないのではないかと。他市町では封筒に直通番号を印刷しているところもある。検討すべきだ。

答弁：秘書広報課との連携しながら、担当課ダイヤルインの番号表示するようにしていきたい。

質疑：庁舎の正面玄関の天井部分は非常に醜い状況になっている。玄関は庁舎の顔であり、町長の顔、町民の顔でもある。早急に整備すべきではないか。

答弁：優先順位等もあり、今すぐやるとは言えないが、検討したい。

地域安全課

質疑：免許証の自主返納は100人程度で良いのか。

答弁：28年4月から始めた制度であるが、現在、81人が申請をされている。100名分の予算で足りると考えている。

質疑：第7分団の消防格納庫建設については、土地問題など解決すべき問題もある。今後どのような展開になるのか。

答弁：土地問題が順調にいったとして、設計は8月中旬ごろを見込んでいる。JRの土地でもあり測量・分筆なども絡んでくる。本体工事が9月から翌年1月末ぐらいを予定している。

政策企画課

質疑：政策企画課の業務は、地方創生、男女共同参画、公共施設総合管理計画、国際交流、地域交通網の計画、連携中枢都市圏問題など、非常に多岐にわたる業務に取り組み、しかも職員数も8人程度の職員で業務を抱えている。問題はないのか。

答弁：指摘のとおり、業務は幅広い分野・領域の仕事をしている。課の業務は基本的には内閣府の仕事と同じ、各課横断的業務の調整役である。したがって、ある程度道筋がつけば、本来あるべきところに返すことを考えている。懸念のように、マンパワー不足により、結果的に中途半端にならないよう留意して進めていきたい。

質疑：結婚相談事業の業務委託は、社会福祉協議会に委託しているが、あわせて県もこの事業を推進している。事業のすみ分けはできているのか。

答弁：県の方は、電算システム、ICT活用で登録、要件に合った相手方の抽出など構築されている。県下市町が連携して取り組めるものになっている。

税務課・収納推進課

質疑：ファイナンシャルプランナー業務委託は、どこに委託契約をするのか。また、具体的業務の内容は何か。

答弁：長崎県地方税整理回収機構と契約している「KFPユニティ(株)」の方を想定している。ファイナンシャルプランナーとしての業務は、50万円以上の滞納者226名、債権額にして2億8,000万円程度を対象と想定している。家庭の事情等を考慮した家計収支の見直しなど、これらの相談業務により、滞納者の減少につなげる。

質疑：予算32万4千円は、専門資格をもち、かつ業務の内容から見ると、金額的には非常に低いと思うが、どの程度の業務となるのか。

答弁：年間6回の相談業務を計画し、1日の相談時間は9時から20時を予定している。

財政課

質疑：地方消費税交付金は、今回「国の方は人口の部分を手厚くした」との説明だったが、本町にとっては有利に働くことになるのか。

答弁：人口が少ない地域に手厚くされていたが、人口配分による交付がなされると本町にとっては有効であると考え

質疑：ふるさと長与応援寄附金は返礼品の額等が問題化している。本町の計画では、全国的な流れに基づいて、歳出については財政課として調整はしたのか。

答弁：ふるさと納税については7つのコースがある。このうち町が推進する事業に使える「町長お任せコース」については、財政課も調整を行った。

住民環境課

質疑：粗大ごみの戸別収集の条例改正も提案されているが、事業の概要及び手続等はどう考えて

いるのか。

答弁：この事業については、予算等が承認されれば、7月からの実施を目指して、準備をしている広報ながよ、ホームページその他による啓発、周知を図っていく。7月より住民環境課で電話による受付を開始する。受付の際は、住所・氏名のほか、収集希望日などの確認を行う。

質疑：資源売り払い収入は、相場の上下もあり予測が難しいと思われるが、29年度の見通しはどうか。

答弁：27年度の新聞紙は、前期はキロ10円だったが、後期はキロ15円になるなど、社会情勢により単価が変わる。予算は28年度の平均単価で計上している。

福祉課

質疑：避難行動要支援者管理システムは、平時の見守りにも活用できるとのことだが、具体的活用法はどうなっているのか。

答弁：現在、障害者手帳の1級から3級、要介護度3以上の方は要支援者ということで、名簿を作成している。同意を得た方については、自治会、民生委員等に情報提供し、災害時だけでなく平時の見守りに活用できる。

質疑：長寿者敬老祝い金は、見直す必要性を訴えているが、このままで良いと考えるのか。

答弁：高齢者に敬意を表す制度で定着している。平均寿命も延びていること等も踏まえ、29年度中に一定の方向性を出したい。

こども政策課

質疑：洗切小学校内の児童クラブの改修をするとは、増設するのか、別の場所に移すのか。

答弁：現在、洗切小学校の1教室を使っているが、現在40名超で推移していることから、2教室を学童分の専用室として利用するため改修する。

質疑：放課後児童クラブの光熱水費負担金は、住民に負担を求める場合は、条例か規則を定めなければ徴収できないと思うがどうか。

答弁：放課後児童クラブへの運営補助金には、水道光熱費を含めて補助をしている。一旦支払っているもので、返還してもらうようにしている。他市町も同様な形を取っている。

健康保険課

質疑：フッ化物洗口は定着してきた。歯と学力の関係は非常に高いという論文もあるとの話も聞いた。この際、中学生まで対象を広げる考えはないか。

答弁：現段階では、まずは小学生までをしっかりとやっていこうと考えている。教育委員会も時間的な点を含め、ハードルが高いと言っている。

質疑：町内には、保育園・幼稚園が11施設、小学校5施設の16施設があるが、先程15施設実施中とのことだが、整合性が取れない。理由は何か。

答弁：1保育園は補助金なしで実施しているため、カウントしていない。

産業振興課

質疑：青年就農給付金は、今回は一人の就農者に給付されるとのことだが、Uターン・Iターンが増えれば給付の額も増えるのか。

答弁：この給付金は、国が全額を出す定額補助であり、1人250万円が限度である。

質疑：農産物の加工処理施設が移転し営業しているが、「カラフル」のイメージデザインは素晴らしいが、ここで何をやっているか分からない。一般の人から「寄ってみたいとは思わない」との声も聴く。活性化について協議はしているのか。

答弁：「なんの建物か」との問い合わせもある。看板の設置等をカラフルに要請しているが実現していない。

都市計画課

質疑：高田南土地区画整理事業は繰出金が昨年の2倍強となった。西高田線街路事業は落ち着きつつあるが、高田南は今までと違って、一定の方向性があると理解してよいか。

答弁：高田南は工期が長い。早く終わらせて地権者に宅地を返すべきとの意見が多い。28年度は民間活力を利用したPFI方法が可能か調査を行っている。ある程度導入の見通しが立てば、5年程度で事業は完了できると考えている。

質疑：本会議の質疑の中で、西高田線で「水を含むと岩盤がふくれる事態が発生し、工事が遅れた」との答弁があった。将来にわたってふくれる事態の防止対策はあるのか。

答弁：法面に岩盤があり、通常の吹付では防止できないため、急傾斜地で行う「法枠工法」とその下にアンカーを打ち込んで、表面の剥離が出ない工法、水を含まない工法を考えている。

土木管理課

質疑：県事業地元負担金は、国道207号の道路改良の負担金と説明を受けたが、具体的にどの地区なのか。

答弁：岡郷塩床地区の塩床バス停の、約240メートル先付近の用地買収及び道路改良工事に係る負担金である。

質疑：道路維持費の工事請負費2億4,530万円の内訳については、カラー舗装やガードパイプ等の工事も入っているのか。

答弁：通学路の安全確保事業2,130万円には、カラー舗装及びガードパイプ取り付け工事の一部施工する予定。

教育総務課

質疑：今までは英語指導助手としていたが、事務局費の報酬の中では外国語指導助手としている。これは条例改正議案でも同様の表現だが、なぜこの表現を使ったのか。一方で13節の委託料の説明欄は英語指導助手と表記されている。この英語指導助手との違いは何か。

答弁：今回お願いをしているJETプログラムでは、出てくる表記は、すべて外国語指導助手となっている。文科省も、英語と限定しない外国語という形で施策を打ち出している。これらを踏まえて、これに合わせた表記にした。統一するかは今後検討したい。

質疑：洗切小学校体育館屋根修理の予算が計上されたが、工事請負契約に当たっては、工事の後に不具合等に対する補償について、瑕疵担保特約をすべきではないか。

答弁：工事を施工する業者との間で締結する契約書は、瑕疵担保条項が明記されている。

生涯学習課

質疑：スポーツ振興審議会委員報酬のところの説明で、「町制施行50周年記念事業に関して協議が増える」と言われたが、何か目的があつてのことか。

答弁：町政施行50周年記念事業として、10マイルロードレース大会開催を企画中であり、スポーツ振興審議会委員からも意見を聴取する方向で、3回をプラスした予算を計上した。

質疑：施設使用料の減免規定を規則で定めることで、使用料に関する条例を可決した。全員協議会でも規則の改定ができれば配布するとしていたが、規定の整備はできたのか。

答弁：今月27日に定例教育委員会が開催されるので、そこで承認をもらう必要があるため作成中である。全員協議会で配布した減免の内容に変更はない。

会計課

質疑：ダイヤルインの番号を封筒に印刷することで、費用をかけて導入したダイヤルインの有効活用が図れる。各所管と協議して進めてもらいたい、

答弁：封筒に印刷すると費用は上がると思うが、町民への周知としては良い方法であり、検討したい。

農業委員会

質疑：農地利用最適化推進委員の役割は何か。

答弁：8月から10月の間で農地の調査を行う。農業委員と推進委員が連携して現地調査等を実施する。毎月の農業委員会総会にも出席し、意見を述べてもらう。

議会事務局

質疑：パート賃金で通勤手当も計上しているが、計上していない所管もあった。計上した理由は何か。

答弁：定例会ごとにパートを採用している。29年度は誰がパートになるか不明のため、予算を計上した。不要であれば減額補正で対応する。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

議案第18号 平成29年度長与町駐車場事業特別会計予算

審査日	平成29年3月13日				
出席委員	喜々津英世	中村美穂	安部 都	金子 恵	安藤克彦
	岩永政則	山口憲一郎	堤 理志		
説明員	荒木総務部長 井川契約管財課長 その他関係職員				

【提案理由・主な内容】

平成29年度駐車場事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ703万6千円とするもので、前年度比10万4千円、1.5%の増額となっている。

○歳入の主なものは

1款使用料及び手数料は、長与嬉里駐車場が月額8,649円の月平均27台。吉無田駐車場は月額5,400円の月平均32台。一般駐車場は月平均18万円を見込んでおり、使用料収入は703万3千円を計上。

○歳出の主なものは

1款総務費は、総務管理費で駐車場管理委託料463万7千円。タイムレジスタ及び防犯カメラの賃借料43万7千円など、総額673万5千円を計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：滞納者対策として、口座振替推進を行うとのことだったが、実績はどうか。

答弁：現在、口座振替率は58.3%となっている。

質疑：工事請負費36万7千円が計上されているが、具体的には何を計画しているのか。

答弁：具体的にはない。突発的なものに対応するための予算である。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

請願第1号 公共施設使用料の4月施行の延期を求める請願書

審査日	平成29年3月22日
出席委員	喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎 堤 理志
紹介議員	河野龍二議員 堤 理志議員
参考人	森山泰夫氏 内田政信氏 永友勝洋氏 川口美人氏 山内光二氏

【請願趣旨】

改定された公共施設使用料が4月1日から施行される。町民の十分な理解が進んでいない中で4月施行を延期し、議会、行政が十分な協議を行うことを求める。

【審査方法】

1. 先ず、3月13日の総務文教常任委員会において、会議規則第93条の規定により、請願の趣旨説明等のため紹介議員の出席を求めること、会議規則第123条第1項の規定により、請願者5人を参考人として招致すること及び日程を決定した。
2. 紹介議員により請願趣旨等の説明行い、次に参考人に一人3分程度で意見陳述を求めた後、質疑を行った。

【主な質疑】

委員長として、請願書の基本的事項について整理するため、次の項目の確認を行った。

- 1点目：「参考人席に請願書の写しを置いているが、請願団体名称等について間違いがないか」との問いに、全参考人とも間違いなしとの答弁があった。
- 2点目：間違いなしとのことだが、それぞれの協会名の前に長与町が欠落していること。また、グラウンド・ゴルフ協会及びターゲット・バードゴルフ協会は一部が欠落していること。ラグビー協会は正式には長与町ラグビーフットボール協会であることを指摘し、それぞれの会長・顧問が、自分の協会の名称を間違えるなど考えられない。紹介議員に請願団体の確認はしたのか説明を求めた。紹介議員は「確認しなかった」との答弁があった。不備があるにせよ請願は町民の声であり、しっかり審議することを伝えて質疑を開始した。

質疑：公平性の担保、財政健全化の観点から、受益者負担は町全体を考えるとときに必要と思うかどうか。

答弁：(参考人) 公平性とか受益者負担とかは、今回の件は当たらない。図書館も不公平とされている人も多い。今回の使用料については、不公平とか公平性とかは言わない。私は賛同できない。

答弁：(参考人) 公民館とかグラウンドとかは、公共サービス施設だから、お金を取る必要はない。金が足りないなら、他から取ればいいではないか。施設を利用しない人は一緒にスポーツをすればいいではないか。

答弁：(参考人) 公平性とか財政面だとかは行政がやることだ。議会は行政と一体となって町民の声を聴くべきで、財政面とか公平性とか何故私たちに質問をされるか理解できない。

質疑：請願書には2,000名を超える賛同者がいると書かれている。説明の中では5,000の署名が集まったとありましたが。この署名は、撤回を求める署名と理解している。今回の請願の願意は、延期を求めるとなっており、整合性が取れないがどうか。

答弁：（紹介議員）有料化が決まった後、撤回してほしいという声が集まって署名が始まっている。やはり撤回だけでは議員に受け入れられない。取りあえず協議機関をつくり再検討をしてもらいたいとのことで請願になった。

質疑：紹介議員は、12月議会の一般質問で、有料化の撤廃を求められていたが、今回の4月施行の延期を求める請願の紹介議員になっている。整合性についてどう考えているのか。

答弁：（紹介議員）私は、有料化は撤廃すべきと思っているが、決まった後、撤回してほしいという声が集まって署名が始まっている。やはり撤回だけでは議員に受け入れられない。取りあえず協議機関をつくり再検討をしてもらいたいとのことで請願になった。

質疑：先程から白紙撤回、調査特別委員会を設置して協議してもらいたいとの話があるが、請願書には触れられていない。記述がないのはなぜか。

答弁：（紹介議員）4月施行を延期することで、町民の声も聴くことができる。それらを聴いて判断をしてもらいたいというのが請願の趣旨であると思う。

質疑：今回の請願書を見ると、4月施行の延期を求められている。これは「条例自体は認める。しかし、執行は延期して」との請願と理解してよいか。

答弁：（参考人）私たちは、条例の撤回が目的である。撤回するためには、4月施行を延期してもらいたいと考えている。

質疑：参考人から意見を聴く中で、参考人間に温度差、ニュアンスの違いを感じる。そこで5名の中で、この請願書を中心になって作成した方に伺いたい。誰なのか教えてほしい。

答弁：（紹介議員）この請願者の方々にお問い合わせされた方は、本日参加する予定であったのが、大会があり参加していない。

質疑：長与町の公共施設は無料で運営してきたと認識されていると思うが、テニス広場、プールや温泉施設などは町民からも使用料を徴収していること、減免規定が整備されたことを知らされないまま、署名活動がなされていると思うがどうか。

答弁：（参考人）有料化している施設があることは十分承知している。運動公園一帯は企業誘致が叶わず町が買い取った。運動公園、テニスコート、プール、アパートなどを整備した。そういう整備をして金をかけているので、その分を町民からもらっている。それと運動広場の利用を一緒に考えるのは大間違いだ。議員はもう少し勉強してもらいたい。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成少数で不採択すべきものと決した。